

各市町村介護保険主管課長 殿

岡山県保健福祉部長寿社会課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る認知症対応型共同生活介護
事業所等における外部評価への対応について

介護保険行政の推進につきましては、平素から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、各市町村において新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底していただいているところですが、「岡山県地域密着型サービス評価実施要領」（以下「要領」という。）に基づき実施している認知症対応型共同生活介護事業所等における外部評価で、実施回数を2年に1回とする要件について、新型コロナウイルスの感染拡大の恐れが減少するまでの当面の間、下記のとおりとします。適切な対応をお願いします。

記

1 外部評価の実施回数を2年に1回とする要件

- (1) 要領2(4)で、「外部評価を5年間継続して実施している」としているが、事業所や地域の実情を勘案し、新型コロナウイルス感染防止対策のため、外部評価を文書による実施、延期または中止等した場合は、やむを得ない事情によるものとし、5年間継続要件に該当していると判断できます。ただし、できるだけ、3年間連続して外部評価が未実施とならないよう御留意ください。

(参考) 継続して実施したものとみなせる例

	H30	R1	R2	R3
例1	免除	コロナで中止	実施	免除
例2	実施	免除	コロナで中止	実施
例3	実施	コロナで中止	免除	実施

- (2) 要領2(4)イで、「運営推進会議が、前年度に6回以上開催されていること。」としているが、事業所や地域の実情を勘案し、新型コロナウイルス感染防止対策のため、会議の開催を文書による情報提供・報告、延期または中止等した場合は、やむを得ない事情によるものとし、回数を充たしたものとして要件を判断できます。

- (3) 要領2(4)ウで、「運営推進会議に、事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。」としているが、事業所や地域の実情を勘案し、新型コロナウイルス感染防止対策のため、市町村職員等が出席できない場合は、やむを得ない事情によるものとし、出席したものとして要件を判断できます。

訂正前

事務連絡
令和2年 3月 2日

各市町村介護保険主管課長 殿

岡山県保健福祉部長寿社会課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る認知症対応型共同生活介護
事業所等における外部評価への対応について

介護保険行政の推進につきましては、平素から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、各市町村において新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底していただいているところですが、「岡山県地域密着型サービス評価実施要領」（以下「要領」という。）に基づき実施している認知症対応型共同生活介護事業所等における外部評価で、実施回数を2年に1回とする要件について、新型コロナウイルスの感染拡大の恐れが減少するまでの当面の間、下記のとおりとしますので、適切な対応をお願いします。

記

1 外部評価の実施回数を2年に1回とする要件

- (1) 要領2(4)で、「外部評価を5年間継続して実施している」としているが、事業所や地域の実情を勘案し、新型コロナウイルス感染防止対策のため、外部評価を文書による実施、延期または中止等した場合は、やむを得ない事情によるものとし、5年間継続要件に該当していると判断できます。
- (2) 要領2(4)イで、「運営推進会議が、前年度に6回以上開催されていること。」としているが、事業所や地域の実情を勘案し、新型コロナウイルス感染防止対策のため、会議の開催を文書による情報提供・報告、延期または中止等した場合は、やむを得ない事情によるものとし、回数を充たしたものとして要件を判断できます。
- (3) 要領2(4)ウで、「運営推進会議に、事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。」としているが、事業所や地域の実情を勘案し、新型コロナウイルス感染防止対策のため、市町村職員等が出席できない場合は、やむを得ない事情によるものとし、出席したものとして要件を判断できます。